

## 平成 28 年度に取り組む各区のテーマについて【葵区】

テーマ	静岡市身体障害者訪問入浴サービスについて																									
概要	<p>静岡市身体障害者訪問入浴サービスにおける課題については、1社の事業者によりサービスが提供されている。利用者の予約が重なると、申し込んでいても後になって断られる等利用者にとって不都合な状況も生じている。</p> <p>そこで、サービスの内容や回数など利用者のニーズに応えられるよう、複数業者からサービスの提供を受けられる制度へと障害者福祉課とともに改善していく。</p>																									
詳細	<p>利用者や事業者からは以下のような要望が出されている。</p> <p>◆ご利用者からの要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴の利用時間が毎週決まった時間に利用出来ず困る</li> <li>・毎回固定した人物ではない為その都度の説明が大変で困る</li> <li>・同性介助が前提ではないので若い女性の利用者等は困る</li> <li>・夏場などは清潔を保つため、より多くの回数を利用したい</li> <li>・訪問入浴を利用したいが一社提供で選べないのであれば利用したくない</li> </ul> <p>※平成 27 年度実施「静岡市身体障害者訪問入浴サービス運営事業に関するアンケート」より抜粋（調査結果：回答者 51 人）</p> <p>◆提供事業所の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業者の人員確保や時間調整が困難である</li> <li>・利用者によって場所や利用時間が違うので提供時間を固定することが困難である</li> <li>・1日に8件数(1件60分程)を回ることが限界である</li> <li>・葵区は市街地から山間地域までカバーしているので要望に沿ったサービス提供が難しい</li> </ul>																									
参考	<p>◆障害者訪問入浴サービス提供等に関する他都市の状況</p> <table border="1" data-bbox="320 1346 1414 1682"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>静岡市</th> <th>浜松市</th> <th>焼津市</th> <th>横浜市(県外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週間利用回数</td> <td>1回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回(月10回)</td> </tr> <tr> <td>1回利用料金</td> <td>300円 (非課税世帯)</td> <td>収入等による</td> <td>250～950円/h</td> <td>1,250円 (課税世帯)</td> </tr> <tr> <td>提供事業者</td> <td>1社</td> <td>未調査</td> <td>6社 (焼津3/藤枝3)</td> <td>59社(区による)</td> </tr> <tr> <td>類似サービス</td> <td>なし</td> <td>※施設入浴サービス</td> <td>なし</td> <td>※施設入浴サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設入浴サービスとは…訪問入浴困難者が入所施設等で送迎付の入浴が受けられるサービス</p> <p>○浜松市訪問入浴サービスの実績</p> <p>平成 24 年度提供実績 延べ利用人数 259 人 延べ利用回数 1,821 回  平成 25 年度提供実績 延べ利用人数 292 人 延べ利用回数 2,061 回  (浜松市ホームページより)</p>	地域	静岡市	浜松市	焼津市	横浜市(県外)	週間利用回数	1回	2回	2回	2回(月10回)	1回利用料金	300円 (非課税世帯)	収入等による	250～950円/h	1,250円 (課税世帯)	提供事業者	1社	未調査	6社 (焼津3/藤枝3)	59社(区による)	類似サービス	なし	※施設入浴サービス	なし	※施設入浴サービス
地域	静岡市	浜松市	焼津市	横浜市(県外)																						
週間利用回数	1回	2回	2回	2回(月10回)																						
1回利用料金	300円 (非課税世帯)	収入等による	250～950円/h	1,250円 (課税世帯)																						
提供事業者	1社	未調査	6社 (焼津3/藤枝3)	59社(区による)																						
類似サービス	なし	※施設入浴サービス	なし	※施設入浴サービス																						
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供回数や利用者負担額の検討</li> <li>・定期的なアンケート調査及び提供事業者間での情報交換</li> </ul>																									

平成 28 年度に取り組む各区のテーマについて 【駿河区】

テーマ	19 歳以降に療育手帳の取得が困難な人への対応策の検討
概要	<p>下記ケースにおいては特別支援学級に在籍していたことを証明する書類があれば手帳取得が可能となるが、学校での書類保存期間が過ぎており手帳取得に至らず、福祉就労につながらない。</p>
詳細	<p>【ケース事例】</p> <p>リハビリテーション推進センターの心理判定にて IQ 54 の判定が出ており、療育手帳対象者相当である。成績票や卒業アルバム等の保存もなく、特別支援学級に在籍していた証明書があれば手帳取得が可能となるが、学校で書類の保存期間（5 年）は過ぎており、書類取得には手立てがないため、福祉就労などに繋がっていない。</p> <p>19 歳以降に療育手帳を取得する場合は、手帳取得に必要な書類は、①各種障害者手帳②自立支援医療受給者証（精神通院）③医師の診断書④特定疾患医療受給者証 などとなっている。書類の取得が困難な場合の自己防衛としての対応策等を考える必要がある。</p>
想定される解決策や今後の方針	<p>・将来を見据え、福祉サービスや福祉就労を必要とする場合に備え、特別支援学級等の在籍証明書に代わる障がい等の状況を記録するシートや手帳の作成と保管についての本人への周知等の検討</p>

平成 28 年度に取り組む各区のテーマについて 【清水区】

<p>テーマ</p>	<p>施設短期入所・ヘルパー利用・放課後デイサービス利用の現状と課題について</p>
<p>概要</p>	<p>①短期入所では、利用者が増える一方で、児ともに受け入れが困難でスムーズに利用できない。          ②ヘルパーが不足しているなかで対応が難しいと言われている。          ③放課後等デイサービスを必要としているが、利用増加によって保護者との関わりが薄くなっているのではないかと声がある。</p>
<p>詳細</p>	<p>昨年度より、清水区障害福祉サービス事業所連携会議を行い、連携強化と資質の向上を目指してきた。会議では、サービス利用における利用者や事業所等の抱える問題があげられ、今年度は上記概要に記載の 3 点を検討していくこととし、以下の内容について調査、検討していくこととした。</p> <p>①短期入所がどのような状況で利用できないのか          ②ヘルパーが不足しているなかで、利用者が希望する時間帯、曜日、回数でのサービス提供状況          ③放課後等デイサービスの利用状況</p> <p>短期入所施設の受入困難、ヘルパー不足、放課後等デイサービス利用者の現況を把握することを目的に、区内 6 か所の計画相談支援事業所へアンケート調査を行い分析することとした。</p>
<p>参考</p>	<p>別紙「清水区計画相談事業所アンケート」を参照</p>
<p>想定される解決策や今後の方針</p>	<p>アンケートの集計結果から、計画相談支援利用契約者の利用状況等について把握することができた。しかし、今回のアンケートでは計画相談支援担当者が判断した契約者についてサービス利用状況のアンケートだったため課題の捉え方としては様々な推測ができ詳細について更なる調査が必要となった。そのため、今後利用者及び事業所双方から見た問題や契約に至らずサービス利用ができない方についても、掘り下げて調査することを検討している。</p>

# 清水区計画相談事業所アンケート

## 計画相談支援利用契約者

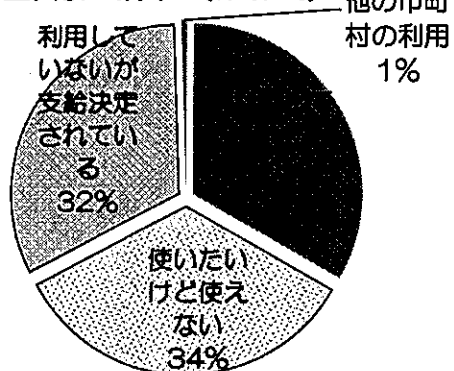
障害者の件数	1026名
障害児の件数	276名

## 利用率

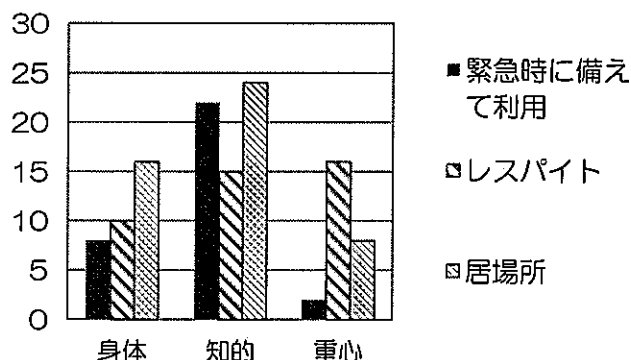
	短期入所	ヘルパー	放課後デイ
成人	36%	23.00%	90%
児童	14%		

障がい者支給決定人数 367名

### 短期入所（成人）



### 短期入所利用している方の内訳（成人）

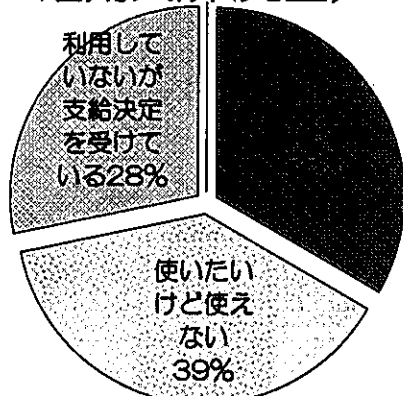


### <利用できない主な理由>

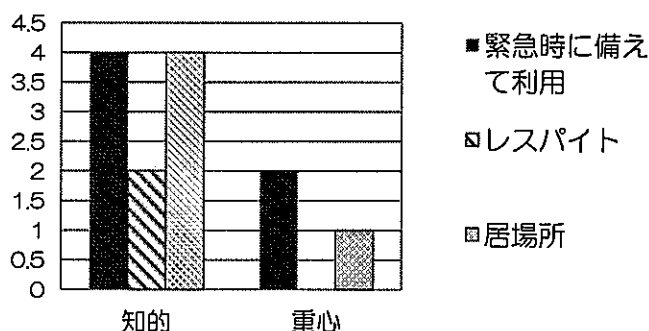
- ・本人が新しい環境に慣れるのに時間がかかるため。
- ・送迎が大変なので利用できない。
- ・利用希望日に予約が取れないため。
- ・事業所が遠方である。また、事業所が少ないため。
- ・医療行為がある。
- ・利用したいが、健康診断が受けられないため利用に至らない。（血液検査・心電図等）
- ・緊急時、満床で利用できない、また電話がかかりにくい。
- ・家庭の意見が分かれて決めかねている。また、一度断られたことがある。
- ・本人の行動障害により利用しにくい。

障がい児短期入所支給決定人数 39名

### 短期入所（児童）

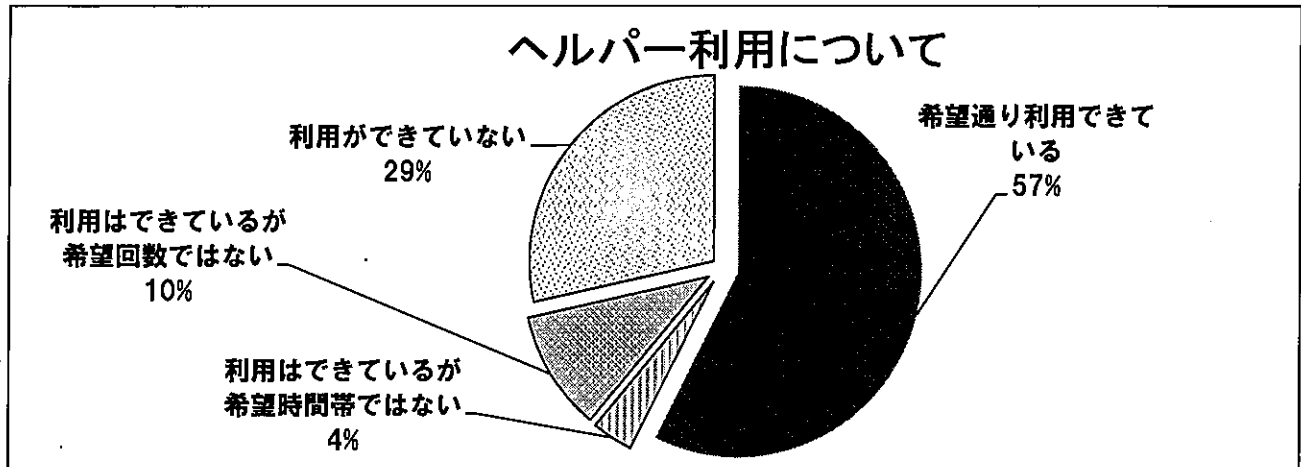


### 短期入所利用している方の内訳（児童）



### <利用できない主な理由>

- ・市内の事業所が少ない。
- ・ニーズ（医療的なケア等）に合う事業所が見つからない。
- ・利用していた事業所が遠方のため（長期休暇に利用）
- ・事業所遠方のため、送迎できない。



#### <希望通り利用できていない理由>

- ・希望の時間に入れるヘルパーがいない。また、支給量が足りない。
- ・訪問時間がかかる（中山間地）
- ・週末の利用が難しい（週末に利用希望の方が多い）
- ・希望の時間が空いていない、利用できる時間が短い。

#### <利用できているが希望回数ではない理由>

- ・自閉傾向があり、ヘルパーの受け入れに時間がかかる。
- ・訪問時間がかかる（中山間地）
- ・同じヘルパーを利用できない、週末の利用が難しい。

- ・男性の利用者に対応できるヘルパーが少ない。
  - ・決定区分内では時間数が不足、諦めたり自費で行っている。
- 区分変更中

#### <利用ができていない理由>

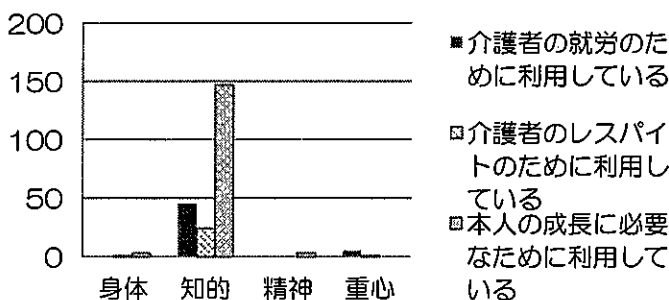
- ・介護者が介護できない緊急時にお願いしたため申請した。
- ・家族が多忙なため、契約ができない。
- ・本人が他人を受け入れるのが難しい。
- ・医療行為がある。
- ・利用したいが、ヘルパーの確保ができない。

- ・ヘルパーとの相性（初めて利用するときや不安など）
- ・家庭への介入に戸惑う。気を遣う。まだ、家庭で何とかする。
- ・一度失敗してチャレンジしづらい。
- ・気分のむらも激しく、キャンセルのことを考えると利用までの考えに至らない。
- ・本人の希望する支援で対応できる事業所がない。

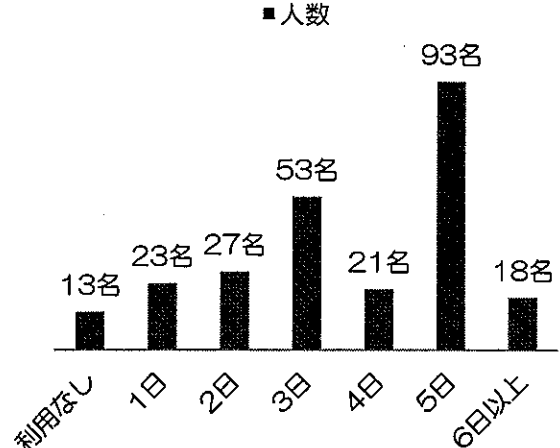
### 放課後等デイサービス支給決定人数

248名

#### 放課後等デイサービス利用者状況



#### 放課後等デイサービス利用日数別利用割合



#### ※計画相談支援事業所より補足

- ・放課後デイサービス利用児の中には週の利用はなく、長期休みの利用のみ利用されていることもある。
  - ・本来、移動支援を利用したくても、本人に支給要件が当てはまらず困っている。
  - ・児童の短期入所に関しては支給しても使えない点の現状説明を行っている。
  - ・短期入所施設での様子が不明確で本人の様子を報告のみで判断されている家庭が多い。
- また、親同士のネットワークにて情報が行き交っていたり、利用されている人との間の情報交換で、偏った情報に左右されていることも多いように感じる。
- ・普段の生活拠点の仲間と一緒に協力しあえたらいいが、ヘルパーは人材、相性、制約が多く利用が継続しないパターンが多い。
  - ・利用可能な事業所が少なく、断られるかもしれないことから利用を躊躇するケースが多い。